

後期高齢者医療制度

保険料のお知らせ



●健康診査を受診しましょう

健康診査は、生活習慣病の予防や早期発見のためには欠かせません。

自分の健康状態について正確な知識を持ち、健康を維持するために年1回必ず受診しましょう。

! こんな人も必ず受診を

- ・持病などがあり、定期的に医療機関に通っている
- ・特に自覚症状や体調不良もなく、健康である
- ・健診はたまにしか受けていない

●お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳には処方されたお薬の情報が記載されます。過去に自分がどのようなお薬を服用したか確認でき、お医者さんに行った時のほか災害時や旅先での治療にも役立てることができます。

●交通事故などにあつたとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要になりますので、お住まいの市町村の担当窓口で手続きをしてください。

お問い合わせ

申請や届出・保険料のご相談は

お住まいの市町村の担当窓口

または、

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課へ

TEL 018-853-7155

●新型コロナウイルス感染症にかかる制度

▶ 保険料減免制度

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者または新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の収入に著しい減少があると認められた世帯に属する被保険者が受けられます。

▶ 傷病手当金

被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状がある場合において、労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができない場合に支給します。

●振り込み詐欺にご注意ください

秋田県内でも振り込み詐欺等が発生しています！市町村や広域連合の職員が、医療費や保険料の還付金の受け取りのために以下のような指示や願いをすることはありません。

- 金融機関・コンビニのATMの操作を指示すること
- キャッシュカードの暗証番号を聞くこと
- 健康保険証やキャッシュカードをお預かりすること

還付金詐欺等の振り込み詐欺のほか、悪徳商法も増えています。

また、送金の方法も振り込みだけでなく、レターパックでの送金もあります。

不審な電話や訪問があつた場合は、その場で対応せず、相手の身分や氏名を確認し、お住まいの市町村や広域連合または警察署（**県民安全相談センター #9110**）などへご相談ください。

保険料を滞納すると

納期限を過ぎても納付がないと・・・

- 督促手数料や延滞金が発生する場合があります。

特別な事情がなく滞納が続くと・・・

- 有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されることがあります。また、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

上記の措置のほか、さらに滞納が続くと、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。

納付のご相談について

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市町村へご相談ください。

災害や事業の休廃止、あるいは失業等による世帯の収入の大幅な減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められた場合には、保険料が減免されます。

保険料の納め方

保険料の納付は原則として、年金からの納付となる**特別徴収**と、納付書または口座振替などで納める**普通徴収**に分かれています。

※年度途中で75歳になった場合や、他市町村から転入した場合、しばらくの間は普通徴収となります。

- 年金が年額18万円以上の方
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金の年額の2分の1を超えない方

特別徴収

年金からの納付

年6回の年金受給時に、保険料が天引きされます。

※特別徴収の開始について、特に手続きの必要はありません

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
※前年の所得が確定するまでの仮算定された額			※前年の所得が確定後、算定された保険料額から仮徴収分を差し引いた額		

- 年金が年額18万円未満の方
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金の年額の2分の1を超える方

普通徴収

納付書または口座振替での納付

納付書の場合・・・市町村から送付される納付書で、納期限内に指定された金融機関等で納めます。

口座振替の場合・・・ご指定の口座から自動的に引き落とされます。

普通徴収の納期(原則各月の月末)			
7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)
11月(5期)	12月(6期)	1月(7期)	2月(8期)

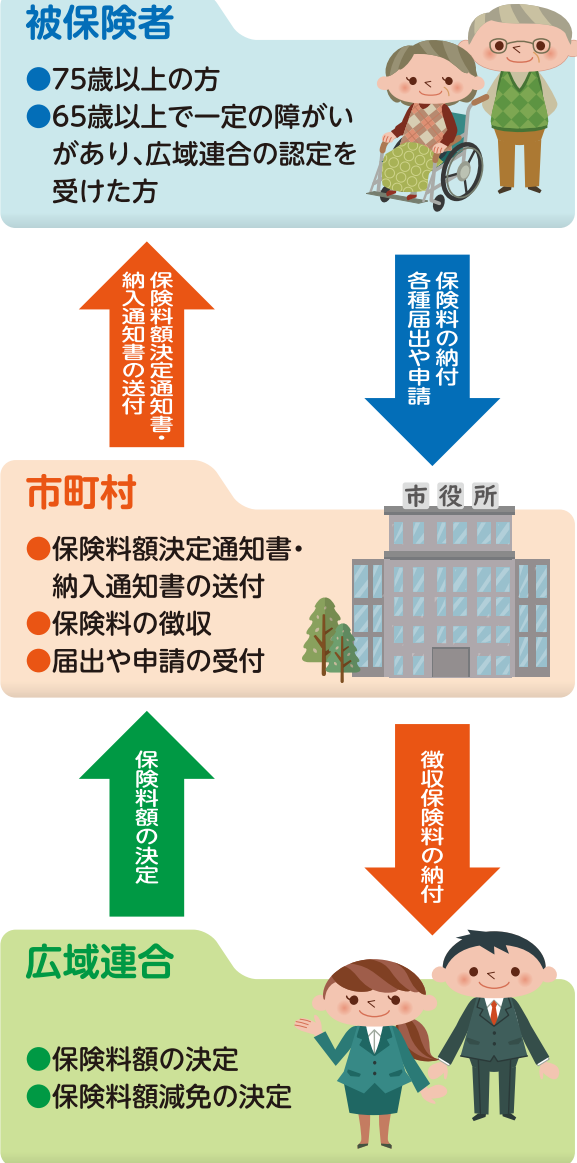
口座振替をおすすめします!

保険料は納め忘れのない、安全・安心な口座振替をおすすめします。納付の手間も省け、一度手続きをされますと自動的に継続されます。口座振替を希望される方は、お住まいの市町村へご相談ください。

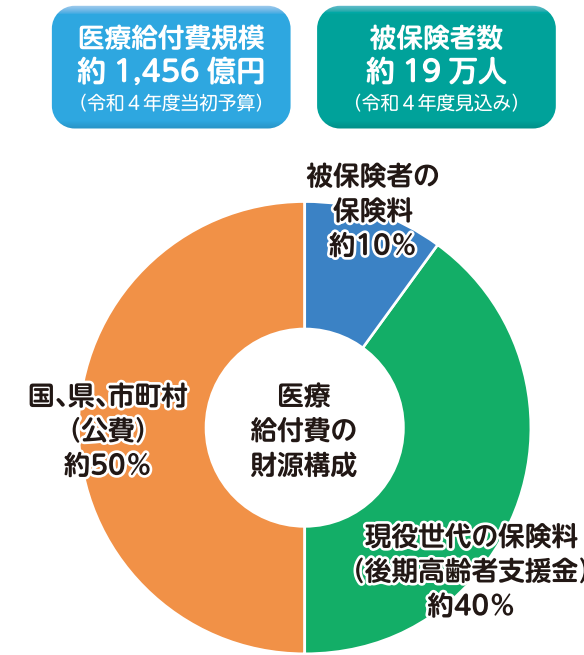


保険料を納付書で納めている方へ

■保険料のながれ



■後期高齢者医療制度の財源



医療費は、みなさんが病院などで支払う窓口負担分と保険給付で賄われています。

全体の医療給付費のうち、国・県・市町村(公費)で約50%を、現役世代の保険料(後期高齢者支援金)で約40%を負担し、残りの約10%をみなさんに納めていただく保険料で負担します。

後期高齢者医療制度は社会全体で支えるしくみとなっており、保険料は、みなさんが安心して医療を受けられるための大切な財源となっています。

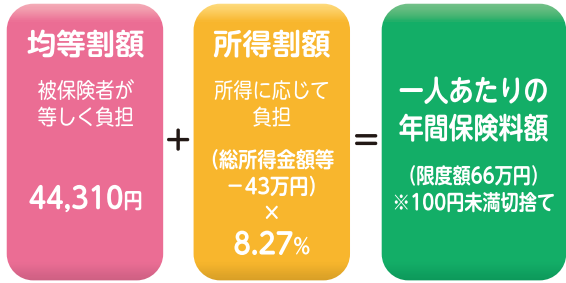


■保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。

この保険料率は2年ごとに改定されることとなっており、令和4年度から保険料率に変更されます。

●保険料の構成



●保険料率の改定

	令和3年度まで	令和4年度から
均等割額	43,100円	44,310円
所得割率	8.38%	8.27%



■保険料が軽減される場合

保険料が軽減される場合は、あらかじめ軽減した保険料をお知らせしますので、手続きをする必要はありません。

均等割額の軽減

所得の少ない方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって次のとおり軽減されます。

世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等	軽減割合	軽減後の均等割額
「43万円(基礎控除額) + (給与・年金所得者等の数 ^{※1} - 1) × 10万円」を超えない世帯	7割軽減	13,293円
「43万円(基礎控除額) + (給与・年金所得者等の数 ^{※1} - 1) × 10万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割軽減	22,155円
「43万円(基礎控除額) + (給与・年金所得者等の数 ^{※1} - 1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割軽減	35,448円

※1 「給与・年金所得者等」とは、世帯の被保険者及び世帯主で、下記のいずれかを満たす方です。

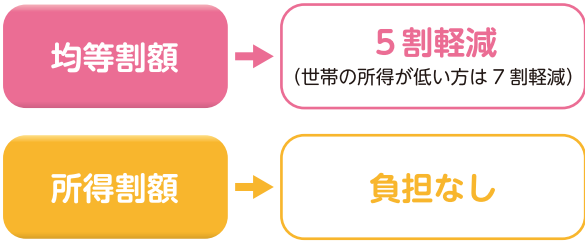
- ▶ 一定の給与所得者(給与収入55万円超)
- ▶ 公的年金等に係る所得を有する方(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

- 均等割額の軽減に該当するかどうかを判断する総所得金額等は、所得割額を求めるための総所得金額等とは計算方法が異なります。事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は、必要経費としての算入・控除は行いません。また、青色事業専従者給与について、繰越の対象となる純損失額は税法上と異なる金額が算出されます。
- 65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。
- 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。
- 軽減判定は、4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。
- 納付額は100円未満切捨てとなります。

職場の健康保険などの被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入した日の前日まで職場の健康保険(※)などの被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方の均等割額は5割軽減されます(世帯の所得が低い方は、均等割額7割軽減が受けられます。)

なお、所得割額はかかりません。



○令和4年4月1日時点で、既に制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

※対象となる保険：
協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)、各健康保険組合、共済組合、船員保険

※国保、国保組合は対象となりません。

